

## 簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告(説明書)

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成24年5月11日

契約責任者 東日本高速道路株式会社 代表取締役会長兼社長 佐藤 龍雄

### 1. 業務概要

(1) 業務名 道路整備効果の評価方法に関する基礎検討業務

(2) 業務内容

本業務は、3便益以外に高速道路整備による便益として算出可能なものを既存資料等をもとに整理するとともに、高速道路整備による直接効果・間接効果についての検討を行うものである。

(3) 履行期間 履行ボンド発行日の翌日から570日間

(4) その他 本業務の契約図書等は、当社ホームページからダウンロードするものとする。

([http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public\\_notice/search\\_service/](http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/))

### 2. 競争参加資格

参加表明に必要な書類の受領期限を審査基準日(以下単に「審査基準日」という。)とし、審査基準日において以下に該当する者であること。なお、審査基準日以降、契約者決定までの間において以下に該当する者でなくなった場合、競争参加を認めないものとする。

(1) 東日本高速道路株式会社契約規程実施細則(平成17年10月1日細則第16号)第6条の規定に該当しない者であること。

契約規程実施細則第6条に該当する者とは、次に掲げる者をいう。

《東日本高速道路株式会社契約規程実施細則(平成17年細則第16号)抜粋》

(競争参加不適格者)

第6条 契約責任者は、次の各号の一に該当する者については、特別の理由がある場合を除くほか、競争への参加を認めない。

一 民法に規定する制限行為能力者である個人(個人とは自然人をいう。以下本条において同じ。)

二 破産法に基づき破産手続開始の申立てをした法人

2 契約責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者については、その事実が明らかになった日から2年間、競争への参加を認めないことができる。

一 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした個人又は法人(当該行為をした法人のほか、当該個人に対する使用者責任を負う法人を含む。以下、本項において同じ。)

二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した個人又は法人

三 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた個人又は法人

四 監督または検査の実施に当たり社員の職務の執行を妨げた個人又は法人

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった個人又は法人

六 会社に提出した書類に虚偽の記載をした個人又は法人

七 その他会社に著しい損害を与えた個人又は法人

八 前各号の一に該当する個人又は法人を、その該当する事実のあった日から2年以内に、会社との契約において使用した個人又は法人

- 3 契約責任者は、次の各号の一に該当する者については、その間において、競争への参加を認めないことができる。
- 一 会社と重大な利害の対立があり、かつその態様からみて契約の相手方として不相当であると認められる個人又は法人
  - 二 前号又は前項各号の一に該当する個人又は法人を、会社との契約において使用しようとする個人又は法人（当該行為をしようとする法人のほか、当該個人に対する使用者責任を負う法人を含む。）
- 4 契約責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者については、その間において、競争への参加を認めてはならない。
- 一 破産法に基づき破産手続開始の申立てをした個人で、復権を得ない者
  - 二 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした個人又は法人で、再生手続開始の決定を得ない者
  - 三 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てをした法人で、更正手続開始の決定を得ない者
  - 四 経営状態が著しく不健全であると認められる個人又は法人
  - 五 市場競争を実質的に制限する行為があると認められる個人又は法人（当該行為があると認められる法人のほか、当該個人に対する使用者責任を負う法人を含む。）
  - 六 警察当局により、暴力団員が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請等の対象とされた法人

- (2) 本説明書6. 2)に示す技術提案書の提出期間の最終日において、東日本高速道路株式会社における平成23・24年度競争参加資格「経済調査」の認定を受けている者であること。
- (3) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立がなされている者、または民事再生法に基づき再生手続きの申立がなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けている者であること。
- (4) 審査基準日から契約者決定の日までの期間に「地域3」における当社の競争参加資格停止措置期間中の者でないこと。

(5) 求める業務実績

参加希望者は、審査基準日において、平成14年度以降に完了した業務において、次に示す同種または類似業務の実績を有すること。

	内容
同種業務	経済モデルを用いた道路整備間接効果計測業務
類似業務	経済モデルを用いた社会資本整備間接効果計測業務

(6) 配置予定管理技術者に求める業務経験

1) 業務経験

配置予定管理技術者は審査基準日において、平成14年度以降に完了した業務において、次に示す同種または類似業務の実績を有すること。

	内容
同種業務	経済モデルを用いた道路整備間接効果計測業務
類似業務	経済モデルを用いた社会資本整備間接効果計測業務

## 2) 手持ち業務量

配置予定管理技術者は、審査基準日において手持ち業務量(特定後未契約のものを含む)が次に示す金額又は件数の場合は選定しない。

	内容
手持ち業務量 (金額)	管理技術者又は担当技術者として従事している1件500万円以上の手持ち業務の契約金額の合計が4億円以上であること。
手持ち業務量 (件数)	管理技術者又は担当技術者として従事している1件500万円以上の手持ち業務の契約件数の合計が10件以上であること。

なお、手持ち業務について、「低入札価格調査対象業務」がある場合は、①契約金額の合計額が2億円以上、②契約件数の合計が5件以上とする。

## 3. 競争参加手続等

(1) 担当部署 〒100-8979 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

東日本高速道路株式会社 技術本部 技術部 調達企画課

電話03-3506-0212 FAX 03-3506-0346

(2) 交付図書の交付期間及び方法

① 交付期間 平成24年5月11日(金)から平成24年6月8日(金)までとする。

② 交付方法 東日本高速道路株式会社のホームページからダウンロードするものとする。

([http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public\\_notice/search\\_service/](http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/))

(3) 参加表明に必要な書類及び提出方法等

1) 参加表明に必要な書類

本説明書の別添1に定める参加表明書(様式1、様式2、様式3、様式4、様式5、様式6、様式3の添付書類、様式5の添付書類、様式6の添付書類)

2) 1)の提出方法等

① 提出方法 2部を持参若しくは書留郵便により提出するものとする

② 提出先 担当部署(東日本高速道路株式会社 技術本部 技術部 調達企画課)

③ 受領期間 平成24年5月11日(金)から平成24年6月8日(金)までとする。ただし、最終日の平成24年6月8日は14時必着とする。

3) 参加表明書の作成方法及び記載上の留意事項

① 参加表明書の作成方法

参加表明書の様式は、別添1(様式1、様式2、様式3、様式4、様式5、様式6)に示されるとおりとし、文字サイズは10ポイント以上とする。

## ② 参加表明書の記載上の留意事項

表明書(様式)	作成にかかる留意事項
業務実施体制 (参加表明書様式2)	<p>◇参加表明者単独により、業務を実施する場合には「予定無し」と記載する。(調査等共通仕様書 1-19-2 に示す「軽微な部分の再委任」である場合を含む。)</p> <p>◇他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委任する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委任の具体的内容を記載するとともに、再委任先又は協力先、その理由(企業の技術的特徴など)を記載すること。</p> <p>◇調査等共通仕様書 1-19-1 に示す「主たる部分」・1-48-2 に示す「秘密の保持に係る部分」を再委任してはならない。</p> <p>◇記載にあたっては、様式 2 に示す《記載上の注意事項》に従うこと。</p>
企業の同種又は類似業務の実績 (参加表明書様式3)	<p>◇本説明書の2. (5)に示す競争参加資格を満たす業務実績を記載すること。</p> <p>◇同種業務を優先的に記載し次の資料を添付すること。</p> <p>i)同種又は類似業務の実績として記載した業務内容を把握できる契約書類(契約書・特記仕様書等)の写しただし、当該業務が、「測量調査設計業務実績サービス(TECRIS)」(以下「TECRIS」という。)に登録されており業務内容を把握できる場合は、その写しを添付し、契約書類(契約書・特記仕様書等)の写しを添付する必要はない。また、契約書類(契約書・特記仕様書等)の写しや TECRIS で業務内容が確認できない場合は、別途確認できる資料を添付すること。</p> <p>◇記載にあたっては、様式 3 に示す《記載上の注意事項》に従うこと。</p>
当該業務遂行時の留意点 (参加表明書様式4)	<p>◇様式 4 に配布された設計図書等を基に判断可能な範囲で、留意すべき事項を記載すること。なお、ここでは業務への取組み姿勢を求めているのではないので記載する際十分注意すること。</p> <p>◇A4版2枚以内に記載すること。</p>
配置予定管理技術者の同種又は類似業務の経験 (参加表明書様式5)	<p>◇本説明書の2. (6)1)に示す競争参加資格を満たす業務実績を記載すること。</p> <p>◇同種業務を優先的に記載し次の資料を添付すること。</p> <p>i)同種又は類似業務の実績として記載した業務内容を把握できる契約書類(契約書・特記仕様書等)の写しただし、当該業務が、「測量調査設計業務実績サービス(TECRIS)」(以下「TECRIS」という。)に登録されており業務内容を把握できる場合は、その写しを添付し、契約書類(契約書・特記仕様書等)の写しを添付する必要はない。また、契約書類(契約書・特記仕様書等)の写しや TECRIS で業務内容が確認できない場合は、別途確認できる資料を添付すること。</p> <p>◇記載にあたっては、様式 5 に示す《記載上の注意事項》に従うこと。</p>
配置予定管理技術者の手持ち業務の状況 (参加表明書様式6)	<p>◇学歴及び実務経験を記載する場合には、経歴書(様式は自由とする)を添付すること。経歴書には、生年月日、現住所、最終学歴、取得資格、職歴、当該工種に関する経歴を記載し、配置予定技術者が押印するものとする。</p> <p>◇手持ち業務は、審査基準日において、上記2. (6)2)に示す対象業務がある場合に記載するものとする。</p> <p>◇記載にあたっては、様式 6 に示す《記載上の注意事項》に従うこと。</p>

### 4)説明書に関する質問の受付及び回答

質問は、文書(様式自由、ただし規格はA4判)を持参、書留郵便又は電子メールにより受け付け、普通郵便又はFAXによるものは受け付けない。なお、文書には、回答を受ける窓口担当の部署、氏名、電子メールのアドレス並びに電話及びFAX番号を併記するものとする。

- ① 質問の受付先 担当部署(東日本高速道路株式会社 技術本部 技術部 調達企画課)

② 質問の受付期間 平成24年5月11日(金)から平成24年5月29日(火)まで

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時から16時まで

質問に対する回答は、質問を受理した日から7日間(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を含む。)以内に質問者に対して電送を行うほか、下記のとおりHPでの閲覧に供する。

① 閲覧場所: 東日本高速道路株式会社のホームページ(「入札公告・契約情報検索」内の「その他契約情報」)

([http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public\\_notice/search\\_service/](http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/))

② 閲覧期間: 回答の翌日から平成24年7月30日(月)まで

(4) 参加希望者は、参加表明書を作成するにあたり、以下の資料を閲覧することができる。

① 資料名: 平成13年度 高速道路の整備に関する基礎調査

平成14年度 高速道路の整備に関する基礎調査

平成15年度 高速道路の整備に関する基礎調査

② 閲覧場所: 東日本高速道路株式会社 本社

③ 閲覧期間: 参加表明書の提出期限まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時から16時まで)

※閲覧を希望される際は担当部署(東日本高速道路株式会社 技術本部 技術部 調達企画課)へ事前にご連絡ください。

4. 技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準

(1) 技術提案書の提出に要求される資格

本説明書の2に定める競争参加資格を満たす者

(2) 技術提案書の提出者を選定するための基準

			評価項目		配点	
			評価基準			
業務実施体制	業務実施体制の妥当性		(様式 2) 下記項目に該当する場合には選定しない。 ・再委任の内容が主たる部分に係る部分若しくは秘密の保持に係る部分である場合。なお、「主たる部分」・「秘密の保持に係る部分」とは、次のことをいう。 ・「主たる部分」:調査等共通仕様書 1-19-1 に示す部分 ・「秘密の保持に係る部分」:調査等共通仕様書 1-48-2 に示す部分		—	
	参加表明者の経験及び業務実施能力		(様式 3) 下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 なお、上記①・②に該当しない場合は選定しない。		①30 ②12	
	事故及び不誠実な行為		平成 22 年 6 月 8 日以降において「粗雑工事等」・「契約違反」・「公衆損害事故」・「工事関係者事故」により東日本高速道路株式会社から競争参加資格停止の措置がある場合は、評価を減ずる。		▲10	
業務執行技術力		当該業務遂行時の留意点	(様式 4) 当該業務遂行時における留意点について記載内容等について評価する。 「求める留意点」 ・使用する経済モデルの妥当性の検証に係る留意点 ・当該業務において検討を行なう直接効果および間接効果について、特記仕様書にいう3便益と合わせて高速道路事業の評価を行なう場合の留意点		10~0	
配置予定管理技術者の経験及び業務実施能力	専門技術力	成果の確実性	平成 14 年度以降に発注機関に受渡しを行った同種又は類似業務等の実績の内容	(様式 5) 下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 なお、上記①・②に該当しない場合は選定しない。		①60 ②24
	専任性		手持ち業務金額及び件数	(様式 6) 下記項目に該当する場合には選定しない。 ・管理技術者又は担当技術者として従事している 1 件 500 万円以上の手持ち業務について、次のいずれかに該当する場合。 ① 契約金額の合計が 4 億円以上 ② 契約件数の合計が 10 件以上 なお、手持ち業務について、「低入札価格調査対象業務」がある場合は、①契約金額の合計額が 2 億円以上、②契約件数の合計が 5 件以上とする。		—
			評価合計点	100		

(3) 技術提案書の提出者の選定数

技術提案書の提出者は内容の優れたものから上位3者程度を選定する。また、3者に満たない場合は全者選定する。  
なお、技術提案書の提出者として選定した者には、選定通知書をもって通知する。

5. 非選定理由に関する事項

- (1) 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由(非選定理由)を書面(非選定通知書)により、契約責任者から通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、7日(休日を含まない。)以内に、書面(様式は自由)により、契約責任者に対して非選定理由について説明を求めることができる。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日から5日以内(休日を含む。)に書面により行う。
- (4) 非選定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
  - ①受付場所: 担当部署(東日本高速道路株式会社 技術本部 技術部 調達企画課)
  - ②受付時間: 10時から16時まで
  - ③提出方法: 持参、書留郵便または電子メールにより受け、普通郵便又はFAXによるものは受けない。

6. 技術提案に必要な書類及び提出方法等

1) 技術提案に必要な書類

本説明書の別添2に定める技術提案書(様式1、様式2、様式3、様式2の添付書類、様式3の添付書類、参考見積(様式自由))

2) 1)の提出方法等

- ① 提出方法 2部を持参するものとする。
- ② 提出先 担当部署(東日本高速道路株式会社 技術本部 技術部 調達企画課)
- ③ 受領期間 平成24年6月19日(火)から平成24年7月3日(火)までとする。ただし、最終日の平成24年7月3日は14時必着とする。

3) 技術提案書の作成方法及び記載上の留意事項

① 技術提案書の作成方法

技術提案書の様式は別添2(様式1、様式2、様式3)に示されるとおりとし、文字サイズは10ポイント以上とする。

② 技術提案書の記載上の留意事項

提案書(様式)	作成にかかる留意事項
配置予定管理技術者の経験及び業務実施能力	参加表明書を基に評価する。

<p>業務への取組み 方針 (技術提案書 様式2)</p>	<p>◇業務への取組み姿勢を評価するため、各項目について以下のとおり記載する。</p> <p>1)「業務の実施方針」には、本調査等の業務内容や特徴を踏まえた業務を遂行するための着眼点を記載する。</p> <p>2)業務の実施方針、業務フロー、計画工程表について簡潔に記載する。</p> <p>3)本調査等に関する知識や有益な提案について記載する。</p> <p>◇実施の手順を示す計画工程表は、様式2に添付するものとする。(用紙のサイズはA4又はA3で1枚とする。)</p> <p>◇設計手法、解析方法等について新技術の導入が可能な場合は、その概要・実績等を記載する。</p> <p>◇評価は技術提案書の記載内容とヒアリングにより行うものとする。</p> <p>◇記載にあたっては、様式2に示す《記載上の注意事項》に従うこと。</p>
<p>特定テーマ (技術提案書 様式3)</p>	<p>◇特定テーマは次のとおりとする。</p> <p>高速道路整備が経済活動に及ぼす間接効果計測手法に関する技術提案</p> <p>◇技術提案の記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることは認め るが、本調査等のために作成したCGや詳細図面等を用いることは認めない。</p> <p>◇記載にあたっては、様式3に示す《記載上の注意事項》に従うこと。</p> <p>◇評価は技術提案書の記載内容とヒアリングにより行うものとする。</p>
<p>参考見積 (様式自由)</p>	<p>◇参考見積の取扱いは、技術提案書を特定するための評価項目及び積算の際の参考として用いることとする。</p> <p>◇本調査等の金抜設計書に基づき記載する。</p> <p>◇本調査等の業務量の目安</p> <p>本調査等の参考業務規模は20百万円(税抜き)程度を想定している。</p>

## 7. 技術提案書作成上の基本事項

プロポーザルは、調査、検討及び設計業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。提出要請書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

8. 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 技術提案書の評価項目等は、以下のとおりである。

			評価項目		配点
			評価基準		
配置予定管理技術者の経験及び業務実施能力	専門技術力	成果の確実性	平成14年度以降に発注機関に受渡しを行った同種又は類似業務等の実績の内容	(参加表明書様式5) 下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 なお、上記①・②に該当しない場合は特定しない。	①35 ②14
	専任性		手持ち業務金額及び件数	(参加表明書様式6) 下記項目に該当する場合には特定しない。 ・管理技術者又は担当技術者として従事している1件500万円以上の手持ち業務について、次のいずれかに該当する場合。 ①契約金額の合計が4億円以上 ②契約件数の合計が10件以上 なお、手持ち業務について、「低入札価格調査対象業務」がある場合は、①契約金額の合計額が2億円以上、②契約件数の合計が5件以上とする。	—
実施方針・業務への取組み姿勢	業務理解度		(技術提案書様式2) 目的、条件、内容の理解度が高い場合及び取組意欲が高い場合に優位に評価する。	10～0	
	実施手順		(技術提案書様式2) 業務実施手順を示す実施フローや実施体制、工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	10～0	
	その他		(技術提案書様式2) 業務に関する知識、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	10～0	
特定テーマに対する技術提案	特定テーマ	的確性	(技術提案書様式3) a: 特定テーマの内容との整合性が高い場合は優位に評価する。ただし、特定テーマの内容との整合性が無い場合は特定しない。 b: 必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法等)が網羅されている場合に優位に評価する。 c: 事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。	abc計 15～0 (a:5～0) (b:5～0) (c:5～0)	
		実現性	(技術提案書様式3) a: 提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。 b: 提案内容を裏付ける類似実績等が明示されている場合に優位に評価する。	ab計 10～0 (a:5～0) (b:5～0)	
		独創性	(技術提案書様式3) 学術的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。	10～0	
参考見積	参考見積		次に該当する場合は特定しない。 ・提示した業務規模に対し120%(24百万円税抜き)を超える見積である場合。 ・提案内容に対して見積りが不適切な場合	—	
評価合計点					100

## 9. 技術提案書に関するヒアリング

(1) 以下のとおりヒアリングを行う。

- ① 実施場所 東日本高速道路株式会社 本社
- ② 実施日 平成24年7月5日(木)
- ③ ヒアリングの時間は協議の上、決定する。
- ④ 出席者 配置予定管理技術者

(2) ヒアリングでは参加表明書及び技術提案書に記載された以下の事項について質疑応答を行う。

- ① 配置予定管理技術者の経歴について
- ② 配置予定管理技術者の業務実績について
- ③ 業務の取り組み姿勢(業務の着眼点、実施方針)について
- ④ 特定テーマに対する技術提案について

(3) ヒアリング時の追加資料は受理しない。

## 10. 特定及び非特定理由に関する事項

(1) 特定された者に対しては、特定された旨を書面(特定通知書)により、契約責任者から通知する。

(2) 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由(非特定理由)を書面(非特定通知書)により、契約責任者から通知する。

(3) 上記(2)の通知を受けた者は、7日(休日を含まない。)以内に、書面(様式は自由)により、契約責任者に対して非特定理由について説明を求めることができる。

(4) 上記(3)の回答は、説明を求めることができる最終日から5日(休日を含む。)以内に書面により行う。

(5) 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。

- ① 受付場所: 担当部署(東日本高速道路株式会社 技術本部 技術部 調達企画課)
- ② 受付時間: 10時~16時まで
- ③ 提出方法: 持参、書留郵便または電子メールにより受け、普通郵便又はFAXIによるものは受けない。

## 11. 契約書作成の要否等:要

## 12. 支払条件 前払金:有り

## 13. 関連情報を入手するための照会窓口

担当部署(東日本高速道路株式会社 技術本部 技術部 調達企画課)

## 14. その他の留意事項

(1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。

(2) 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(3) 参加表明書および技術提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された参加表明書および技術提案書を無効とするとも虚偽の記載をした者に対して東日本高速道路株式会社競争参加資格停止等事務処理要領に基づく競争参加資格停止措置を行う。

- (4) 本説明書2.(2)に定める競争参加資格の認定を受けていない者も参加表明書を提出することができるが、本説明書6.2)に示す技術提案書の提出期間の最終日までに当該資格の認定を受けていなければならない。その場合は、平成24年6月19日までに緊急の申請を行い、当該認定を受けることを条件とする。
- (5) 参加表明に必要な書類の受領期限までに参加表明書を提出しない者及び技術提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、技術提案書を提出できないものとする。
- (6) 提出された参加表明書は返却しない。
- (7) 提出された技術提案書は返却しない。また、提出された技術提案書は、提出者に無断で使用しない。なお、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (8) 参加表明書及び技術提案書は提出期限以降、差し替え及び再提出は認めない。また、技術提案書に記載した配置予定管理技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの契約責任者の承諾を得なければならない。
- (9) 技術提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。

以 上

参 加 表 明 書

(調査等名)道路整備効果の評価方法に関する基礎検討業務

履行期間 履行ボンド発行日の翌日から570日間

標記業務の技術提案書に基づく選定の参加について関心がありますので、参加表明書を提出します。  
なお、以下のとおり宣誓するとともに、添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

- ・当社は、東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第6条に該当する法人ではありません。
- ・今後、落札者決定までの間において上記宣誓事項に変更が生じた場合、速やかに書面をもって契約責任者宛に申し出ます。

平成 年 月 日

東日本高速道路株式会社

代表取締役会長兼社長 佐藤 龍雄 殿

提出者) 住 所

電話番号

会社名

代表者

印

作成者) 担当部署

氏 名

FAX

E-mail

## 業務実施体制

## 【委任、下請負又は技術協力を予定する場合】

委任若しくは下請負の予定	委任(下請負)先	(備考)
	委任(下請負)内容	
学識経験者等への技術協力の予定	協力先(協力者)	(備考)
	協力を求める内容	

## 《記載上の注意事項》

- ①他の建設コンサルタント等に該当業務の一部を委任する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、委任先又は協力先、その理由(企業の技術的特徴等)を記載すること。ただし、共通仕様書に示す「業務の主たる部分」を委任してはならない。

## 企業の同種又は類似業務の実績

項目/条件	同種業務	
	類似業務	
業務名		
TECRIS 登録番号		
契約金額		
履行期間		
発注者名		
業務概要		

## 《記載上の注意事項》

①上表「業務概要」には、上表「同種業務」又は「類似業務」の内容を確認できる事項を優先的に記載すること。

## 《添付資料》

①TECRIS 登録している場合は、上表「TECRIS 登録番号」に記載した TECRIS の写しを添付すること。

②TECRIS 登録していない場合は、契約書等同種業務・類似業務の内容が確認できる書類を添付すること。

当該業務遂行時の留意点

留意する点(項目)	留意する内容
<p>・使用する経済モデルの妥当性の検証に係る留意点</p> <p>・当該業務において検討を行なう直接効果および間接効果について、特記仕様書にいう3便益と合わせて高速道路事業の評価を行なう場合の留意点</p>	

## 配置予定管理技術者の同種又は類似業務の経験

配置予定管理技術者名		
項目/条件	同種業務	
	類似業務	
業務名		
TECRIS 登録番号		
契約金額		
履行期間		
発注者名		
業務概要		

## 《記載上の注意事項》

①上表「業務概要」には、上表「同種業務」又は「類似業務」の内容を確認できる事項を優先的に記載すること。

## 《添付資料》

①TECRIS 登録している場合は、上表「TECRIS 登録番号」に記載した TECRIS の写しを添付すること。

②TECRIS 登録していない場合は、契約書等同種業務・類似業務の内容が確認できる書類を添付すること。

## 配置予定管理技術者の手持ち業務の状況

氏名				
生年月日				
現職	所属			
	役職			
手持ち業務の状況  ※契約金額が500万円以上の手持ち業務を記載	業務名 (TECRIS 登録番号)	発注者名	履行期間	契約金額 (百万円)
	例)〇〇自動車道〇〇業務 (000000)	NEXCO〇日本	H00.00.00 H00.00.00	低入札 00
				契約総額

## 《記載上の注意事項》

- ①手持ち業務の状況で、TECRIS 登録を行っている場合は、業務名の下段に登録番号を記載すること。
- ②手持ち業務の状況で、当該業務の発注機関の低入札価格調査対象業務となった業務については、契約金額の上段に「低入札」と記載すること。

## 《添付資料》

経歴書(様式は自由とする)を添付すること。経歴書には、生年月日、現住所、最終学歴、取得資格、職歴、当該工種に関する経歴を記載し、配置予定管理技術者が押印するものとする。

技 術 提 案 書

(調査等名)道路整備効果の評価方法に関する基礎検討業務

履行期間 履行ボンド発行日の翌日から570日間

標記業務について、技術提案書を提出します。

なお、以下のとおり宣誓するとともに、添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

- ・当社は、東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第6条に該当する法人ではありません。
- ・今後、落札者決定までの間において上記宣誓事項に変更が生じた場合、速やかに書面をもって契約責任者宛に申し出ます。

平成 年 月 日

東日本高速道路株式会社

代表取締役会長兼社長 佐藤 龍雄 殿

提出者) 住 所

電話番号

会社名

代表者

印

作成者) 担当部署

氏 名

FAX

E-mail

業務への取組み方針

本業務における業務の実施方針など取組み方針

・業務の実施方針

・業務フロー

《記載上の注意事項》

- ①本様式は原則として1枚を上限(基本)とする。
- ②計画工程表は、当該様式に添付すること。

特定テーマに対する技術提案

特定テーマ	高速道路整備が経済活動に及ぼす間接効果計測手法に関する技術提案
特定テーマに対する技術提案	

《記載上の注意事項》

- ①本様式は原則として1テーマにつき最大2枚までとする。なお、補足資料がある場合は添付すること。

**【競争参加に必要な書類の確認事項】**

1. 競争参加に必要な書類は次の通りです。

競争参加に必要な書類について、提出前に今一度、不足がないか確認して下さい。

(1)参加表明に必要な書類

表明書(様式)	作成にかかる留意事項	チェック欄	
参加表明書 (様式1)		様式1	
業務実施体制 (参加表明書 様式2)	<p>◇参加表明者単独により、業務を実施する場合には「予定無し」と記載する。(調査等共通仕様書 1-19-2 に示す「軽微な部分の再委任」である場合を含む。)</p> <p>◇他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委任する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委任の具体的内容を記載するとともに、再委任先又は協力先、その理由(企業の技術的特徴など)を記載すること。</p> <p>◇調査等共通仕様書 1-19-1 に示す「主たる部分」・1-48-2 に示す「秘密の保持に係る部分」を再委任してはならない。</p> <p>◇記載にあたっては、様式 2 に示す《記載上の注意事項》に従うこと。</p>	様式2	
企業の同種又は 類似業務の実績 (参加表明書 様式3)	<p>◇本説明書の2.(5)に示す競争参加資格を満たす業務実績を記載すること。</p> <p>◇同種業務を優先的に記載し次の資料を添付すること。</p> <p>i)同種又は類似業務の実績として記載した業務内容を把握できる契約書類(契約書・特記仕様書等)の写し</p> <p>ただし、当該業務が、「測量調査設計業務実績サービス(TECRIS)」(以下「TECRIS」という。)に登録されており業務内容を把握できる場合は、その写しを添付し、契約書類(契約書・特記仕様書等)の写しを添付する必要はない。また、契約書類(契約書・特記仕様書等)の写しや TECRIS で業務内容が確認できない場合は、別途確認できる資料を添付すること。</p> <p>◇記載にあたっては、様式 3 に示す《記載上の注意事項》に従うこと。</p>	様式3	
		様式3の 添付書類	
当該業務遂行時 の留意点 (参加表明書 様式4)	<p>◇様式 4 に配布された設計図書等を基に判断可能な範囲で、留意すべき事項を記載すること。なお、ここでは業務への取組み姿勢を求めているのではないので記載する際十分注意すること。</p> <p>◇A4版2枚以内に記載すること。</p>	様式4	

配置予定管理技術者の同種又は類似業務の経験  (参加表明書 様式5)	<p>◇本説明書の2.(6)1)に示す競争参加資格を満たす業務実績を記載すること。</p> <p>◇同種業務を優先的に記載し次の資料を添付すること。</p> <p>i)同種又は類似業務の実績として記載した業務内容を把握できる契約書類(契約書・特記仕様書等)の写し</p> <p>ただし、当該業務が、「測量調査設計業務実績サービス(TECRIS)」(以下「TECRIS」という。)に登録されており業務内容を把握できる場合は、その写しを添付し、契約書類(契約書・特記仕様書等)の写しを添付する必要はない。また、契約書類(契約書・特記仕様書等)の写しや TECRIS で業務内容が確認できない場合は、別途確認できる資料を添付すること。</p> <p>◇記載にあたっては、様式5に示す《記載上の注意事項》に従うこと。</p>	様式5	
			様式5の 添付書類
配置予定管理技術者の手持ち業務の状況  (参加表明書 様式6)	<p>◇学歴及び実務経験を記載する場合には、経歴書(様式は自由とする)を添付すること。経歴書には、生年月日、現住所、最終学歴、取得資格、職歴、当該工種に関する経歴を記載し、配置予定技術者が押印するものとする。</p> <p>◇手持ち業務は、審査基準日において、上記2.(6)2)に示す対象業務がある場合に記載するものとする。</p> <p>◇記載にあたっては、様式6に示す《記載上の注意事項》に従うこと。</p>	様式6	
			様式6の 添付書類

●参加表明に必要な書類の提出期間

平成24年5月11日(金)から平成24年6月8日(金)までとする。ただし、最終日の平成24年6月8日は14時必着とする。

(2)技術提案に必要な書類

提案書(様式)	作成にかかる留意事項	チェック欄	
技術提案書 (様式1)		様式1	
業務への取組み方針 (技術提案書 様式2)	<p>◇業務への取組み姿勢を評価するため、各項目について以下のとおり記載する。</p> <p>1)「業務の実施方針」には、本調査等の業務内容や特徴を踏まえた業務を遂行するための着眼点を記載する。</p> <p>2)業務の実施方針、業務フロー、計画工程表について簡潔に記載する。</p> <p>3)本調査等に関する知識や有益な提案について記載する。</p> <p>◇実施の手順を示す計画工程表は、様式2に添付するものとする。(用紙のサイズはA4又はA3で1枚とする。)</p> <p>◇設計手法、解析方法等について新技術の導入が可能な場合は、その概要・実績等を記載する。</p> <p>◇評価は技術提案書の記載内容とヒアリングにより行うものとする。</p> <p>◇記載にあたっては、様式2に示す《記載上の注意事項》に従うこと。</p>	様式2	
		様式2の添付書類	
特定テーマ (技術提案書 様式3)	<p>◇特定テーマは次のとおりとする。</p> <p>高速道路整備が経済活動に及ぼす間接効果計測手法に関する技術提案</p> <p>◇技術提案の記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることは認めるが、本調査等のために作成したCGや詳細図面等を用いることは認めない。</p> <p>◇記載にあたっては、様式3に示す《記載上の注意事項》に従うこと。</p> <p>◇評価は技術提案書の記載内容とヒアリングにより行うものとする。</p>	様式3	
		様式3の添付書類	
参考見積 (様式自由)	<p>◇参考見積の取扱いは、技術提案書を特定するための評価項目及び積算の際の参考として用いることとする。</p> <p>◇本調査等の金抜設計書に基づき記載する。</p> <p>◇本調査等の業務量の目安</p> <p>本調査等の参考業務規模は20百万円(税抜き)程度を想定している。</p>		

●技術提案に必要な書類の提出期間

平成24年6月19日(火)から平成24年7月3日(火)までとする。ただし、最終日の平成24年7月3日は14時必着とする。

2.その他

●技術提案書を特定された者に対しては、特定された旨及び見積方依頼を書面により通知します。

見積参加に必要な書類に関しては、見積方依頼書を確認してください。

●競争参加に必要な書類に不足がある場合、競争に参加出来ません。

●競争参加に必要な書類は提出期限以降、差替え、再提出は出来ません。